



# 佐賀県公報

平成17年  
8月19日  
(金曜日)  
第12645号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付 (四四七・畜産課) 一
- 保安林予定森林 (四四八・森林整備課) 三
- 母子寡婦福祉資金償還金、育英資金返還金及び自動車税の収納事務の委託 (四四九・会計課) 三
- 県営長倉地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 四

## ○告示

### ◎佐賀県告示第四百四十七号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により種畜証明書を次のとおり交付した旨、農林水産大臣から通報があった。

平成十七年八月十九日

佐賀県知事 古川 康

### 一 肉用牛

証明書番号	名号	品種	生年月日	産地(県)	等級	飼養者住所氏名
平一七 佐賀県一 第二号	第七安国	黒毛和種	平成一二・ 三・一七	長崎	二級	多久市南多久町 下多久六一五五 番地六 溯上 祐一
平一七 佐賀県一 第三号	安福美	"	平成八・七 ・二三	佐賀	"	"

平一七 佐賀県一 第二五号	糸晴栄	"	平成五・七 ・一八	佐賀	特級	杵島郡山内町大 字宮野二三四 二番地二 佐賀県畜産試験 場
平一七 佐賀県一 第二六号	小城桜	"	平成八・四 ・二六	"	"	"
平一七 佐賀県一 第二七号	美津栄	"	平成一〇・ 六・二	"	"	"
平一七 佐賀県一 第二八号	恵福	"	平成一〇・ 四・二五	兵庫	一級	"
平一七 佐賀県一 第二九号	佐賀乃糸	"	平成一二・ 一・一〇	佐賀	特級	"
平一七 佐賀県一 第三〇号	第七糸原	"	平成一二・ 一・二〇	"	"	"
平一七 佐賀県一 第三一号	千尋	"	平成一三・ 一〇・一七	"	一級	"
平一七 佐賀県一 第三二号	千国	"	平成一三・ 九・二七	"	二級	"
平一七 佐賀県一 第三三号	郁茂	"	平成一四・ 八・一八	"	一級	"
平一七 佐賀県一 第三四号	豊茂国	"	平成一四・ 一一・二七	"	"	"



平一七 佐賀県一 第二二号	六〇三〇ラ イトウエイ シーラソ ラナ	大ヨークシ ヤー	平成一五・ 五・一九	"	"	杵島郡山内町大字 宮野二二三二四 二番地二 佐賀県畜産試験 場
平一七 佐賀県一 第二三三号	サガエル 二〇一〇 一五〇八 三〇〇五	ランドレ ー	平成一三・ 六・一五	佐賀	"	"
平一七 佐賀県一 第二四号	サガエル 二〇四一 一〇一〇 九三四〇五	"	平成一六・ 一・一一	"	"	"

三馬

証明書番号 平一七 佐賀県一 第一号	名号 力	品種 半血種 (乗系)	生年月日 平成四・一 〇・二五	産地 北海道	等級 級外	飼養者住所 氏名 杵島郡白石町宮 の下二二九五番 地二 副島 正良
-----------------------------	---------	-------------------	-----------------------	-----------	----------	--

●佐賀県告示第四百四十八号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十九日

佐賀県知事

古川

康

一 保安林予定森林の所在場所

小城市小城町畑田字観音古賀四六四九の一から四六四九の三まで、四六四

九の五から四六四九の一〇まで、字蛇谷六〇〇二の四、六〇〇二の五、字犬  
山六一九四の一九から六一九四の二二まで、六一九四の二四、六一九四の三  
三、六一九四の四〇から六一九四の四六まで、西松浦郡西有田町曲川字開田  
丙一九一七の七、丙一九一七の八、丙一九二一の一、丙一九二一の五、丙一  
九二一の六、丙一九四一の五六、丙一九四一の五九、丙一九四二の二五五か  
ら丙一九四二の二五七まで、杵島郡北方町大字大崎字弘川六五三四の七、六  
五三四の八、六五三四の一三から六五三四の一五まで、六五三四の一七、六  
五三五の四、六五三五の五、六五三五の八、六六五六の一、六六五六の一〇、  
六六五六の一、字岳六七三〇の九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町  
村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林  
整備課並びに小城市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第四百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項及び第  
百五十八条の二第一項の規定により、母子寡婦福祉資金償還金、育英資金返還  
金及び自動車税の収納を次の者に委託した。

平成十七年八月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	住所	収納の場所
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江二丁目五八番地	本社及び福岡営業所
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	本部、地区事務所、直営店及び受託者との間で加盟店契約を締結している加盟店(受託者と加盟店契約を締結しており、かつ、一定地域内で事業を行う権利を付与されている事業者の直営店及び当該事業者との間で加盟店契約を締結している加盟店を含む。)のうち当該収納事務が履行可能な加盟店
株式会社ローソン	大阪府吹田市豊津町九番一号	本部、地区事務所、直営店及び受託者との間で加盟店契約を締結している加盟店(受託者と加盟店契約を締結しており、かつ、一定地域内で事業を行う権利を付与されている事業者の直営店及び当該事業者との間で加盟店契約を締結している加盟店を含む。)
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋四丁目二六番一〇号	本部、地区事務所、直営店及び受託者との間で加盟店契約を締結している加盟店(受託者と加盟店契約を締結しており、かつ、一定地域内で事業を行う権利を付与されている事業者の直営店及び当該事業者との間で加盟店契約を締結している加盟店を含む。)
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号	本部、地区事務所、直営店及び受託者との間で加盟店契約を締結している加盟店(受託者と加盟店契約を締結しており、かつ、一定地域内で事業を行う権利を付与されている事業者の直営店及び当該事業者との間で加盟店契約を締結している加盟店を含む。)
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久池六六五番地の一	本部、地区事務所、直営店及び受託者との間で加盟店契約を締結している加盟店(受託者と加盟店契約を締結しており、かつ、一定地域内で事業を行う権利を付与されている事業者の直営店及び当該事業者との間で加盟店契約を締結している加盟店を含む。)

# ○ 公 告

県営土地改良事業(ため池等整備)長倉地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事

に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年10月3日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。

平成17年8月19日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業(ため池等整備)長倉地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成17年8月22日から平成17年9月16日まで
- 3 縦覧の場所  
玄海町役場

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月十九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷